

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	掛川市
所属名	長寿推進課
担当者名	湯川洋行

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
掛川市	①自立支援・介護予防・重度化防止	掛川市においては、平成29年4月現在の高齢化率は25.8%と全国平均をやや下回るものの、今後さらに高齢化が進み、認知症や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加も予想されることから、制度の持続可能性を確保しつつ、実効性のある介護予防体制の更なる充実をはじめ、様々な問題に適切に対応していくことが必要であり、今後においても「地域包括ケア」のさらなる充実と、高齢者福祉施策の推進に取り組んでいくことが重要	自立支援・介護予防・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活支援サービス 一人暮らし等に生活支援をし、自立した生活の継続を可能にする。 計画値 H30 R1 R2 件数 156件 168件 180件 短期集中型訪問・通所サービス 訪問 運動、食事、口腔指導により、生活機能の維持・改善を図る。 H30 R1 R2 件数 20件 20件 20件 通所 トレーニング等を取り入れ、運動機能と生活機能向上を図る。 H30 R1 R2 件数 50件 50件 50件 スクエアステップ(講演会)・スマイルステップ 健や 認知症予防に効果のある運動を取り入れた12回コースの教室を開催 令和元年度より講演会に変更 H30 R1 R2 回数 48回 1回 1回 スマ 認知症予防に効果のある運動の自主グループ活動 H30 R1 R2 回数 60回 100回 150回 	3月末状況 ・自立生活支援サービス 件数 122件 ・短期集中型訪問・通所サービス 訪問 実人数 11人 通所 実人数 26人 ・スクエアステップ講演会・スマイルステップ ○スクエアステップ講演会 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止 ○合同教室 (スマイルステップ・がんばれ筋ちゃん体操) 8～12月 82回 1,151人 ○スマイルステップ 1月～ 29回 369人	○	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活支援サービス サービス利用について周知していく必要あり。また、提供するホームヘルパー等の普及・要請をし、サービス拡充できるように検討する必要がある。 短期集中型訪問・通所サービス 必要とする方へ、サービスが提供されるように周知を広げていく必要がある。今年度は急性期病院と連携を図るため、退院支援関係者への説明を行った。 また、提供事業所を増やしたり、サービス利用者の状況の振り返りから、サービス内容を再検討する等、サービスの質の向上を図る必要がある。 スクエアステップ講演会・スマイルステップ 介護予防事業を多くの市民に広めていくための周知活動が必要である。 今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、高齢者施設等の会場が使用できなくなった。そのため、使用可能な会場を検討し、公共施設を利用、感染防止対策を徹底したうえでがんばれ筋ちゃん体操と合同で開催した。(1月から単独開催) 今後も新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染対策をおこなったうえで開催を継続していきたい。 今後は更に地域の通いの場が拡充されるため自主運営につながるよう指導員(ボランティア)を育成していく。
掛川市	②給付適正化	高齢化の加速に伴う介護給付費の増加は避けられない。給付内容の確認等を行い、不適正な給付をしないように今後も取り組んでいく必要がある。	介護給付適正化	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検 H30:95件 R1:100件 R2:100件 住宅改修の点検 各年度全件(書類点検:全件、現地点検:2件) 福祉用具購入・貸与調査 各年度全件(書類点検) 要介護認定の適正化(事後点検全件、業務分析年2回) 介護給付費通知発送 各年度1回 医療情報との突合・縦覧点検 要介護認定申請から結果通知までの期間の短縮(38日) 	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検 点検実施 112件 住宅改修(書類点検:全件、現地点検:2件) 福祉用具購入・貸与調査(書類点検全件) 要介護認定の適正化(事後点検全件)(業務分析年2回) 介護給付費通知発送 1回 医療情報との突合・縦覧点検(国保連へ委託) 縦覧点検(市職員による実施 4帳票/月) 要介護認定申請から結果通知までの平均処理期間(35.27日) 	○	要介護認定の適正化、住宅改修の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等の各事業は実施できているため、各事業において専門職の人員の要請と確保により、さらに充実を図る。